

横浜市 中小企業の「新しい生活様式」対応支援事業補助金 市内で揃える「新しい生活様式」



対象企業

設備等を設置する拠点が横浜市内にあり、中小企業であること
※詳しくは、ホームページに掲載している「募集案内」をご覧ください。

補助率、補助上限額

補助率 設備・工事等の費用の**90%**

法人

最大**30万円**

個人事業主

最大**15万円**

対象設備

- ◆「新しい生活様式」に対応するために購入した設備又は、施工した工事
- ◆横浜市内に住所を置く事業所から購入したもの
- ◆令和2年4月7日以降に契約したもの

保健衛生対策

- ・検温器
- ・自動手指消毒器
- ・消毒対応足ふきマット
- ・うがい器
- ・キャッシュレス機器等

3密対策

- ・客室の個室化
- ・アクリル板の設置
- ・網戸の設置
- ・換気設備の設置等

検温器(サーモグラフィー)

自動手指消毒器

アクリル板の設置

客室の個室化

新しい ビジネス展開

- ・オンラインレッスンや
ネットでの非対面営業等
を始めるためのパソコン・
カメラの購入等

補助の対象外

- ・消耗品等
(マスク、消毒液、フェイスシールド、
容器等)

オンラインレッスン

ネット販売

マスクや消毒液等

フェイスシールド

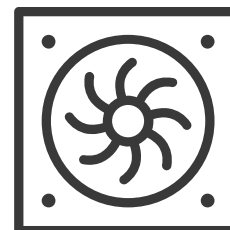
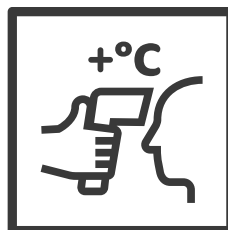
設備導入例:A事業者(投資額30万円前後)

パーティション設置+自動手指消毒器+キャッシュレス機器



設備導入例:B事業者(投資額15万円前後)

検温器+アクリル板の設置+換気設備の設置



市内の工事事業者をお探しでしたら、**神奈川県電気工事工業組合、横浜市管工事協同組合**がお手伝いします。
詳しくは、「横浜市 新しい生活様式補助金」でご検索いただき、ホームページをご覧ください。

対象事業・経費の主な要件

- ◆ 「新しい生活様式」への対応に資するものであって、業務上で用いるものであること
- ◆ 横浜市内に住所を置く事業所からの購入であること
(領収書の発行者欄に、横浜市内の住所又は電話番号が記載されていること)
- ◆ 令和2年4月7日以降に契約をしたものであること

<対象外経費>

原材料費、消耗品費、ホームページ等Webサイトの制作費用、販売や有償レンタルを目的とした製品・商品等の購入費、リース料、既存設備等の撤去・廃棄に係る経費、修理又は修繕に係る経費(店舗等改装費を除く)、公租公課(消費税等)、サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料、各種保証・保険料、パンフレット等広報物制作に係るデザイン委託費・印刷・製本費

申請の流れ

事前エントリー

申請には事前エントリーが必要です。

事前エントリーは、下段のホームページからお願いします。

【受付期間】令和2年8月3日(月)10:00～8月31日(月)17:00

※ホームページをご覧になれない場合は、FAX用のエントリー票をお送りしますので、下記のご連絡先までお問合せください。

※期間内であっても予算に達した時点で締め切ります。

※本事前エントリーをもって、補助金の支払いを確約するものではありません。

交付申請兼実績報告書の提出

【申請期間】事前エントリー受付完了後～令和2年11月30日(月)

【申請方法】郵送

2週間程度

横浜市から交付決定兼交付額確定通知書を送付します

交付請求書の提出 (令和3年1月29日(金)まで)

1か月程度

横浜市から補助金を振込みます

事前エントリー・募集案内はこちら

※事前エントリーの前に、必ず募集案内のご確認をお願いします。

横浜市 新しい生活様式補助金

検索



ホームページ URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/capex/atarashiiseikatsu.html>

【問合せ先】横浜市経済局 中小企業の「新しい生活様式」対応支援事業補助金コールセンター

お問合せ

電話: **045-211-4493** (令和2年7月15日から令和3年1月29日まで)

受付時間: 9:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除く)